

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
事業用一般廃棄物収集運搬処分	2 3	
	作 成	令和 8 年 1 月 2 2 日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	多賀城駐屯地業務隊管理科

- 1 件 名
事業用一般廃棄物収集運搬処分
- 2 場 所
宮城県多賀城市丸山2丁目1-1 陸上自衛隊多賀城駐屯地
- 3 概 要
多賀城駐屯地に集積された事業系一般廃棄物の運搬及び処分
- 4 適用範囲
本役務は、陸上自衛隊多賀城駐屯地において購入する「事業用一般廃棄物収集運搬処分」について規定する。
- 5 一般事項
 - (1) 可燃ごみ予定数量
188,500kg
 - (2) 収集予定回数
96回（月8回×12か月）
 - (3) 収集日
週2回を基準とし、細部回収する曜日、時間帯は官側と調整するものとする。
なお、収集日が祝祭日・年末年始等の場合及び年度末は官側と調整すること。
 - (4) 実施要領
 - ア 運搬車への積載は、請負者側が実施すること。なお、作業時に廃棄物が飛散した場合は速やかに清掃を行うこと。
 - イ 運搬・処分完了後、計量証明書を提出すること。
なお、請求金額は、1か月ごとに履行された実績額とする。
 - (5) 集積場所
別図のとおりとする。
 - (6) 請負者は、多賀城市の指定する収集許可業者に限る。
 - (7) 収集運搬等にあたり必要な車両・作業員は全て請負者の負担とする。
 - (8) ゴミ袋については、多賀城市指定の物を使用し、官側が用意するものとする。
 - (9) 履行にあたり、建物・物品に破損・汚損を生じさせた場合は、速やかに官側へ報告し、請負者の責任において原状に回復するものとする。
 - (10) 本仕様書に記載の無い事項及び不明な点は官側と協議するものとする。